令和4事業年度 医療機関等情報化補助業務事業計画(変更後)

令和4事業年度における医療機関等情報化補助業務の事業計画は、次のとおりとする。

- 1.「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。) 第24条<u>第1項第1号及び第3号</u>の規定に基づき、補助金等の支出を行うものである。
- 2. 法第24条<u>第1項第1号及び第3号</u>の規定による補助金等として、医療情報 化支援基金から資金を取崩し、

補助金等 92,469,620 千円

(オンライン資格確認導入:87,776,873千円)

(電子カルテ標準化: 271, 231 千円) (電子処方箋導入: 4, 421, 516 千円)

を支出することを予定している。

注 下線部は変更箇所である。

令和4事業年度 支払基金連結情報提供業務事業計画(変更後)

令和4事業年度における支払基金連結情報提供業務の事業計画は、次のとおりとする。

- 1.「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。)第24条<u>第1項</u>第2号の規定に基づき、連結情報照会者に対し、厚生労働省令で定める情報の提供を行うものである。
- 2. 法第 12 条第 3 項の規定に基づき、連結情報照会者から納付される手数料として、

手数料 53,659 千円

を受け入れることを予定している。

- 3. 法第 39 条の規定に基づき、政府から支払基金に交付される補助金として、 補助金 27,563 千円 を受け入れることを予定している。
- 4. 国保中央会との調整金として、 共同運営調整金 10,035 千円 を受け入れることを予定している。
- 5. 前2から4の手数料等により、法第24条<u>第1項</u>第2号及び第3号(第2号に係る部分に限る。)の規定に関する必要な経費として、

事務取扱費 69,608 千円

を支出することを予定している。

注 下線部は変更箇所である。

令和4事業年度 支払基金電子処方箋管理業務事業計画(新規)

令和4事業年度における支払基金電子処方箋管理業務の事業計画は、次のと おりとする。

- 1.「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。) 第 24 条第 2 項各号の規定に基づき、医療機関から電子処方箋の提供を受け、調剤を実施する薬局に提供すること、患者が処方又は調剤された薬剤に関する情報を医師・歯科医師・薬剤師に提供すること等を行うものである。
- 2. 令和 4 年度(令和 3 年度からの繰越分)社会保障・税番号制度システム整備費補助金(電子処方箋管理システム構築事業)として 補助金 282,519 千円 を受け入れることを予定している。
- 3. 前2の補助金により、法第24条第2項の規定に関する必要な経費として 管理諸費等 282,519千円 を支出することを予定している。